

8 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について (文部科学省・財務省)

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担割合が3分の1（従来は2分の1）とされたところではありますが、義務教育諸学校の教職員給与費が義務教育の根幹を支えるものであること及び小・中・養護学校の全校種を通じて国が責任を負うものとしたこの度の法改正の趣旨を踏まえ、地方において教育水準の低下を招くことのないよう、適切な財源を措置することが必要不可欠であります。

また、指定都市の小・中・養護学校の教職員の給与関係費については、中央教育審議会の答申において、道府県から指定都市へ移管する方向で検討すべきであるとの見解が示されておりますが、去る1月に策定された「教育改革のための重点行動計画」にも全く触れられていないなど未だ明確な方針が示されておられません。移管には多大な準備事務と相当の準備期間を要するため、早急に移管の時期及び全体像を明確にし、移管の場合には、準備のための十分な移行期間を設けるよう要望します。

さらに、法令上、道府県に設置義務があるもとで、指定都市が設置、運営している養護学校の設置数や今後、急激に増加する退職手当所要額などを十分踏まえられ、給与関係費の移管が教育水準の低下につながらないよう所要額全額について税源移譲等による適切な財源措置を絶対的な前提とされるよう要望します。

また、人材確保のため教員給与を一律に優遇している現行制度の見直しに当たっては、今後再び教員の大量採用時代の到来が見込まれるなか、人確法制定の趣旨を充分尊重され、人確法に基づき改善が図られてきた経緯及び適切な教員給与体系の構築という観点を踏まえつつ、財政事情のみに基づいた見直しとならないよう要望します。

要望事項

- 1 義務教育費国庫負担制度については、この度の法改正の趣旨を踏まえ、地方の教育水準の低下を招くことがないように適切な財源を措置すること。
- 2 指定都市の小・中・養護学校等の教職員に係る給与費負担の移管については、早期に移管の時期及び全体像を明確にするとともに、準備のための十分な移行期間を設けること。さらに、養護学校等の設置数や今後急激に増加する退職手当所要額等を十分踏まえ、所要額全額について税源移譲等による適切な財源措置を絶対条件とすること。
- 3 教員給与については、人確法の趣旨を充分尊重され、財政事情のみに基づいた見直しを行わないこと。

主要要望先：文部科学省（初等中等教育局財務課） 財務省（主計局総務課）

京都市の担当課：教育委員会事務局 総務部 総務課長 市田佳之 TEL 075-222-3768

<参考>

京都市立学校・園数及び校種別給与負担別教職員数（18年4月1日現在）

校 種	学校・園数	府費負担教職員数	市費負担教職員数	教職員数 合 計
幼稚園	16	—	124	124
小学校	181	3,918	968	4,886
35人学級 常勤講師	—	—	94	94
中学校	80	2,107	154	2,261
総合養護学校	7	567	15	582
高等学校	9	—	787	787
合 計	293	6,592	2,142	8,734

※学校園数…休校中の幼稚園1園、小学校2校、中学校1校は含まない。